

〔起訴状A、Bについて〕（被告人5名）

S・45・12・24 ①（〈仮装としての被告とは何か〉配布に対して過料3万円）

S・46・1・22 ②

3・10 ③

10・1 ④（黙示的行為に対して～監置～7～日）

11・17<5>（>21号法廷への出頭声明く）以後、1名の分離。1審判決はS・50・10・27→確定

S・47・1・29 ⑥ 〔起訴状Cについて〕（被告人4名）

4・6 ⑦ S・47・4・27<1>

6・8 ⑧ この頃、弁護団が次々と辞任。

9・9（延期）

（S・47・3・9の

S・48・1・24<9>

S・48・2・7<2>

起訴段階で他の5名と相互に分離された。）

3・16<10>

以後1名の分離

〔起訴状Dについて〕（被告人1名）

4・25<11>

3・23（延期）

S・48・3・23（延期）

5・16<12>

5・9<3>

5・9<1>

以後、1名の分離

6・8<4>

6・8<2>

1審判決はS・49・10・25

7・13<5>

7・13<3>

Cの分離1名についての

→確定

8・8 ⑥（勾引）

8・8 ④（勾引）

1審判決はS・49・12・6

9・14<7>

9・14<5>

（S・49・4・1から5・4まで〔卵〕

この後、他の2名について

この間、他の5名について

を媒介する監置、逮捕、勾留が続く。）

n回の公判あり。分離の進行。

この間の公判あり、1審判決

（松下への召喚なし）

はS・50・4・4 →確定

S・49・5・16<13>

S・49・5・16<8>

S・49・5・16<6>

この日は〈うみ〉をこえていたので、勾引状の執行は不可能になった。

6・13 ⑭（勾引）

6・13 ⑨（勾引）

6・13 ⑦（勾引）

この日に起訴状A、B、C、Dの併合審理が決定された。

- S・49・7・11 ⑮ 河原弁護人選任 松下と別の起訴状Eについての上原君（持続的に〔不〕出頭していた。）
- 9・26 ⑯ （9・19岡山地裁〔不〕出頭） S・49・9・6 保釈取消（研究室公判へ出廷途中）
- 10・17<17>上原君の保釈活動のため 10・3 拘置所から<109>公判へ出廷
- 11・28 ⑰ この日に上原君保釈 11・14 同前。河原弁護人選任（10・3）
- S・50・2・21 ⑱ S・50・2・21から
- 4・25 ⑳ 検察側証言開始 名古屋地裁の被告人
- 5・23 ㉑ 6・4 竹中さんの勾引～勾留（持続的に〔不〕出頭のため）
- 7・4 ㉒ 6・13 河原弁護人選任
- 9・12 ㉓ 裁判長交代 6・27 保釈
- 11・15 ㉔ 上原君との併合決定 11・15まで、大体、松下と同一日に召喚
- 12・3<25>延期決定後上原君のみ<出頭>のため
- S・51・1・29 ㉕
- 2・19 ㉖
- 4・15 ㉗ 検察官交代
- 5・27 ㉘ （4・28〔研究室〕判決公判に〔不〕出頭）
- 6・17 ㉙
- 7・15 ㉚
- 8・19 ㉛
- 9・21 ㉜
- 10・21 ㉝
- 11・18 ㉞
- 12・23 ㉟ （12・16〔卵〕裁判の控訴審判決公判に〔不〕出頭）
- S・52・1・21 ㊱
- 2・25 ㊲
- 3・25 ㊳ 以降については、この「通信」など参照